

令和6年度 第一次 東御市職員採用試験受験案内

令和6年3月
東御市

| | |
|-------|---------------------------|
| 受付期間 | 令和6年3月21日（木）～令和6年4月11日（木） |
| 第一次試験 | 令和6年5月12日（日） |

【お知らせ】

試験日等が変更になる場合があります。その場合の詳細は、東御市ホームページで改めてお知らせします。

1 試験区分、受験資格及び採用予定人員

令和6年7月1日採用予定

| 試験区分 及び職種 | | 受験資格等 | 採用予定 人員 |
|----------------------|----|---|------------|
| 上級 (社会人A) | 行政 | 平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、大学を卒業し、かつ、民間企業等の職務経験が5年以上ある人 | 若干名 |
| 上級 (社会人B) | 行政 | 平成7年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、大学を卒業し、かつ、民間企業等の職務経験が3年以上ある人 | 若干名 |
| 上級 (既卒) | 行政 | 平成10年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人 | 若干名 |
| | 土木 | 平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学の専門課程を卒業した人 | 若干名 |
| 中級 (既卒) | 土木 | 平成元年4月2日以降に生まれた人で、短期大学又は高等専門学校の専門課程を卒業した人 | 若干名 |
| 初級 (社会人) | 行政 | 平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又はこれと同等以上と認められる学校を卒業し、かつ、民間企業等の職務経験が5年以上ある人 | 若干名 |
| 初級 (既卒) | 土木 | 平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又はこれと同等以上と認められる学校の専門課程を卒業した人 | 若干名 |
| 保育士 | | 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有している人 | 若干名 |
| 作業療法士 (病院：小児リハビリ) | | 昭和49年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の資格を有している人 | 若干名 |

※ 受験時の住所要件はありませんが、採用後は通勤可能なこと

○ 受験の申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更はできません。

- 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 東御市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◆◆「上級社会人」及び「初級社会人」の受験を希望する方は、ご確認ください◆◆

——職務経験の取り扱いについて——

- ① 「民間企業等における職務経験」には、採用予定日前日までの会社員や団体職員、公務員、自営業者等としての職歴が該当します。
- ② 雇用形態は、原則として正社員（正職員）とします。ただし、その他の場合において1つの企業等に1週間あたり30時間以上の勤務を常態している場合は、正社員（正職員）と同程度の職務経験とみなします。
- ③ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため職歴証明等の証明書類を提出していただくことがあります。

2 試験日時等

- (1) 第一次試験 令和6年5月12日（日）午前8時30分受付開始予定
- (2) 第二次試験（第一次試験合格者対象）令和6年5月26日（日）

※ 試験会場はいずれも東御市役所です。試験日時、試験時間、試験会場の詳細等は、受験票又は試験結果を郵送する際にお知らせします。

3 試験の方法及び内容

- (1) 第一次試験 筆記試験を行います。

試験区分別の試験

| 試験の種目 | 出題分野等、試験の程度又は内容 |
|------------------------------|---|
| 教養試験（作業療法士を除く。） 120分（40題） | 時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力 |
| 性格特性検査 20分（150題） | 公務員に求められる資質について、性格特性をみる検査 |
| 業務適性検査 20分（60題） | 実務的な業務において、処理を集中して早く正確におこなえるかをみる検査 |
| 小論文 1時間 | 公務員としての見識、文章表現力についての筆記試験 |

※ 小論文は、第一次試験に実施しますが、採点は第二次試験で行います。

※ 第一次試験日に、いずれかの試験を受験しなかった場合は、第一次試験の合格対象とはなりません。

- (2) 第二次試験 第一次試験合格者を対象に、面接（口述）等を行います。

4 受験申込方法等

(1) 受験希望者は、次の書類を提出してください。

ア 採用試験受験申込書（鉛筆以外の青色又は黒色の筆記具により、受験者本人が自筆で記入してください。）

イ 履歴書（一般用）（下記4(3)による所定の用紙を使用してください。）

ウ 職務履歴書（会社員、団体職員、公務員、自営業などの職務履歴がある方のみ提出してください。）

エ 写真2枚（上半身・脱帽・正面向き・縦40mm×横30mmで3ヵ月以内に撮影したものを申込書及び履歴書に貼付してください。）

※ なお、最終合格者には、最終学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書を提出していただきます。

(2) 受付期間 令和6年3月21日（木）から4月11日（木）まで（土曜日・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、東御市役所総務部総務課総務係へ直接持参するか郵送してください。

また、郵送の場合は、封筒の表に「試験申込み」と朱書きしてください。4月11日必着とします。

なお、電子メールやファクシミリでの受付はできません。また、書類が整っていない場合（記入不備を含む）も、受付できません。

(3) 申込書、履歴書用紙の請求等

申込書、履歴書等の用紙は、総務課総務係に直接請求するか、東御市のホームページから用紙をダウンロード（A4サイズの普通紙に片面印刷）して使用してください。

(4) 受験票

受験票を、受付期間終了後に申込者に郵送します。4月26日（金）までに受験票が届かないときは、総務課総務係に問い合わせてください。なお、この受験票は、各試験の当日に必ず持参してください。

5 試験結果の通知と採用

(1) 概ね次の時期に受験者へ試験結果を通知します。電話等での照会には、お応えできません。

(2) 最終合格者は、東御市職員採用候補者名簿に登載し、その中から順次採用する予定です。

(3) 受験資格がないこと又は申込書等の記載が正しくないことが明らかになった場合は、採用の資格を失うことがあります。

(4) 採用後、行政需要の変化又は人材育成の面から、試験区分と異なる業務に従事していただくことがあります。

6 給与

東御市一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給します。

(1) 初任給（令和6年4月1日現在）は右表のとおりですが、職歴等により、規定による前歴調整を行います。

| 試験区分 | 初任給（月額） |
|--------|----------|
| 上級（大卒） | 200,400円 |

(2) 他に、期末手当、勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

※新卒の場合の初任給

7 その他

(1) 採用試験申込みに際して収集した個人情報、個人情報保護法の規定に基づき、職員採用に関する事務以外には使用しません。

- (2) この試験に際して提出のあった書類は、一切返却いたしません。
- (3) 次のような分野等に秀でたものがある方は、履歴書の所定の欄に記入してください。
- ア 行政を進めるうえで役立つ資格を有している人
 - イ スポーツや文化芸術で活躍した実績がある人
 - ウ 外国語に堪能である人
 - エ 社会人経験により顕著な業績を残した、又は卓越した能力がある人

8 問い合わせ 及び 申込書提出先

東御市総務部総務課総務係 (東御市役所本館 2 階)

〒389-0592 東御市 281 番地 2

電話 0268-62-1111 内線 1111 又は 0268-64-5876(直通)

E-mail soumu@city.tomi.nagano.jp ホームページ <http://www.city.tomi.nagano.jp>